

令和7年度情報セキュリティ監査業務委託
仕様書

－ 目 次 －

| | | |
|----|-----------------|-------|
| 1 | 業務名..... | - 2 - |
| 2 | 監査目的..... | - 2 - |
| 3 | 発注部署..... | - 2 - |
| 4 | 監査対象..... | - 2 - |
| 5 | 業務内容..... | - 3 - |
| 6 | 適用基準..... | - 4 - |
| 7 | 監査人の要件..... | - 5 - |
| 8 | 監査の実施体制等..... | - 5 - |
| 9 | 監査期間（委託期間）..... | - 6 - |
| 10 | 監査成果物と納品方法..... | - 6 - |
| 11 | 成果物の帰属..... | - 7 - |
| 12 | 委託業務の留意事項..... | - 7 - |
| 13 | その他..... | - 9 - |

令和7年6月

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

1 業務名

令和7年度情報セキュリティ監査業務委託

2 監査目的

本市では、情報セキュリティ上の問題点及び脆弱性を明らかにし、情報セキュリティ対策の実効性を確保することを目的に、情報セキュリティ監査を実施している。

監査業務については、一部を監査法人等に委託し、最新の情報セキュリティ動向（最新の攻撃手法、運用事故例）や専門的知識、経験を活用した監査支援を受けることにより、監査機能の充実及び強化を図ることを目的とする。

また、千葉市情報セキュリティポリシー関連の資料作成に当たり、専門的な知見に基づく支援を受けることで、最新の情報セキュリティ動向や業界のベストプラクティスに準拠し、実効性のある情報セキュリティ対策を講じることを目的とする。

3 発注部署

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

（住所）千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階

（電話）043-245-5045

（ファックス）043-245-5692

（電子メール）gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

4 監査対象

| 監査の種類 | 対象 |
|---------------|--|
| 実施状況監査等 | <p>予備調査（書面調査）及び自己点検（書面調査）の結果に基づき、リスク値の高い8課を監査対象課として選定し、これらを対象に事実確認を実施する。監査の対象となるのは、各監査対象課が保有する情報資産。</p> <p>これらの情報資産の管理が、「千葉市情報セキュリティポリシー」及び「情報資産の取扱いに関する実施手順（各課で制定）」等に基づいて適切に実施されているか否かを点検・評価するもの。</p> |
| 第5次 CHAINS 監査 | <p>当該監査において対象とするのは、本市の庁内ネットワークに当たる第5次千葉市行政情報ネットワークシステム（CHAINS：Chiba Administrative Information Network System）（以下「第5次 CHAINS」という。）において、L G W A N接続系から外部のクラウドサービス（Microsoft365）に接続する際のセキュリティ対策状況等。</p> <p>当該セキュリティ対策状況等が、「千葉市情報セキュリティポリシー」、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」等に基づいて適切に実施されているか否かを監査するもの。</p> <p>なお、監査項目は総務省「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」中の「3.11. α'モデルを採用する場合</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>の追加監査項目」（17項目）及び組織的・人的対策に係る α'・β・β'モデル共通の監査項目（23項目）を予定している。</p> <p>また、α'モデル（LGWAN 接続系から接続先にローカルブレイクアウトする構成）は「コミュニケーションツールを利用するが、ファイルを内部に取り込まない場合」を想定している。</p> |
|--|--|

5 業務内容

業務履行場所は、千葉市総務局情報経営部業務改革推進課及び本市が指定する場所とする。

(1) 実施状況監査等

ア 予備調査（書面調査）、自己点検（書面調査）の実施

予備調査は、20問程度の設問に対し、調査対象局の全所管課が1～5段階で回答する形式とし、各課の回答結果はリスク値として集計する。なお、本書面調査は、市があらかじめ用意した調査票（リスク値の評定を含む）を使用するものとするが、その内容については、市と受注者との協議により変更することができる。

自己点検は、調査対象局の全所管課が、情報資産の管理状況等について、50問程度の項目に回答する形式で実施する。

予備調査のリスク値及び自己点検の結果に基づき、調査対象局内からリスク値が最も高い課を各局1課ずつ、合計8課を監査対象課として選定することを目的とする

〈留意事項〉

(ア) 予備調査及び自己点検の対象局は以下の8局（97課）とする。

総合政策局（11課）、財政局（17課）、都市局（26課）、中央区（9課）、消防局（28課）、水道局（2課）、会計室（1課）、議会事務局（3課）

(イ) 令和7年10月までに監査対象課の選定を完了させること

イ 事実確認の実施

予備調査及び自己点検により発見した課題等や書面では確認できない内容について、監査対象課に対して直接事実確認を行う。事実確認の点検項目は30項目程度を予定している。

〈留意事項〉

(ア) 事実確認は、市職員同行の下に行う。

(イ) 事実確認の日程、場所は、市、受注者及び監査対象課の協議の上決定する。このため、受注者はあらかじめ希望する日程を事務局に連絡するものとする。

(ウ) 事実確認を目的とする内容については、あらかじめ書面にて市へ提出するものとする。当該書面は、市から監査対象課へ送付することにより、情報を共有するものとする。

なお、監査対象課に対し新たに資料の提出を求める場合は、必要とする資料の内容を具体的に記載するものとする。

(エ) 事実確認の終了後、業務改革推進課職員と調整の上、監査対象課に対し調査結果を説明するとともに、その内容に対する調査対象課の見解等についての確認を行う。

(オ) 令和8年2月までに事実確認を完了させること。

ウ 次年度監査計画への引継ぎ事項作成支援

本市が実施する情報セキュリティ監査の実施方法、結果及び評価方法について、千葉市情報セキュリティポリシーへの準拠性の評価、総務省のガイドラインに照らして実行性のある監査がなされているかどうかの評価を含め、次年度の監査計画の立案に当たり、改善すべき点及びフォローアップ事項に関する助言を行うものとする。

エ 千葉市情報セキュリティポリシー関連資料作成等に対する支援

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正された場合、必要に応じて、千葉市情報セキュリティポリシー等の改正や庁内向けガイドラインの作成に当たっての助言を行う。（本市の作成した資料等に対しての助言について、3回程度を想定している。）

(2) 第5次 CHAINS 監査

総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、現状の α モデルでネットワーク構築されている自治体の中で、L G W A N接続系から外部のクラウドサービスに接続（ローカルブレイクアウト）しているモデルを新たに α' モデルと位置づけ、現状の β 及び β' モデルと同様に、外部監査が必要となっている。

そのため、本市の第5次 CHAINS においてL G W A N接続系から外部のクラウドサービス（Microsoft 365）に接続する際のセキュリティ対策状況等について監査を行い、監査報告書のとりまとめを行う。

なお、具体的な監査対象や監査方法については、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」、その他の当該外部監査の実施方法等に関する動向を踏まえ、市と協議の上、決定する。

6 適用基準

本業務は、契約締結後に市から受注者へ提供する下記の各規定を踏まえて実施するものとし、業務と各規定の適用関係については下表のとおりとする。

なお、規定については、監査時点における最新版を適用するものとする。

また、下表に示したものの以外にも、委託期間中に情報セキュリティに関して有用と認められる基準等で、本市と協議のうえ採用するものについては、必要に応じて適用する。

(1) 千葉市情報セキュリティポリシー

ア 千葉市情報セキュリティ対策基本方針（下表中「基本方針」）

イ 千葉市情報セキュリティ対策基準（下表中「対策基準」）

(2) 千葉市情報セキュリティ実施手順（下表中「実施手順」）

※監査対象課ごとに制定

(3) 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（下表中「ポリシーガイドライン」）

- (4) 総務省「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」(下表中「監査ガイドライン」)

| 実施状況監査等 | 基本方針 | 対策基準 | 実施手順 | ポリシー ガイドライン | 監査ガイド ライン |
|----------------------------------|------|------|------|----------------|--------------|
| 予備調査及び自己点検の実施 | ○ | ○ | ○ | | |
| 事実確認の実施 | ○ | ○ | ○ | | |
| 次年度監査計画への引継ぎ事項 作成支援 | ○ | ○ | ○ | | |
| 千葉市情報セキュリティポリシー 関連資料作成等に対する支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第5次 CHAINS 監査 | ○ | ○ | ○ | ○※ | ○※ |

※基本方針、対策基準、実施手順に記載されていない事項については、ポリシーガイドライン及び監査ガイドラインを適用する。

7 監査人の要件

受注者は、次の(1)～(5)をすべて満たすものとする。

- (1) 独立行政法人情報処理推進機構がホームページにおいて公表している情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの情報セキュリティ監査サービス分野に登録(記載)されていること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得していること。
- (3) 監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (4) 監査チームには、地方公共団体(※1)における情報セキュリティ監査(本仕様書における実施状況監査または第5次CHAINS監査(※2)のいずれかに相当するもの)の業務に携わった実績(※3)を有し、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。

- ア システム監査技術者
- イ 公認情報システム監査人(CISA)
- ウ 公認システム監査人
- エ ISMS 主任審査員
- オ ISMS 審査員
- カ 公認情報セキュリティ主任監査人
- キ 公認情報セキュリティ監査人

※1 国、都道府県、政令指定都市、政令指定都市を除く人口50万以上の区または市を指す。

※2 第5次 CHAINS 監査に相当する監査とは、 $\alpha \cdot \alpha' \cdot \beta \cdot \beta'$ モデルいずれかの監査を指す。

※3 対象となる業務実績は、直近5年以内(令和2年度から令和6年度まで)に実施した情報セキュリティ監査とする。

- (5) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

8 監査の実施体制等

- (1) 監査の実施体制

監査チームにおける担当者の配置については、契約締結後に作成・提出する作業計画書に詳細を明記し、本市の承認を受けること。

また、監査チームの中で主任担当者を定め、本市からの指示や連絡事項、打ち合わせ内容等が当該主任担当者を通じて確実に関係者間で共有される体制とすること。

担当者によって成果物等の品質に差が生じないように、主任担当者が責任をもって管理すること。委託期間中の業務担当者の変更は、原則として認めないものとする。やむを得ない事情により業務担当者を変更する場合は、変更の理由、新しい担当者の資格及び経歴等を本市に示し、承認を得ること。このとき、本市は、新しい担当者の面接を行う場合がある。

(2) 連絡体制

業務担当者との連絡手段は、電子メールを基本とすること。また、隔週を基本として平日（土日休日及び12月29日から1月3日を除く、月曜日から金曜日）の中から別途本市と協議して定める日に、WEB会議を基本とした打ち合わせを行い、業務状況等について報告すること。ただし、WEB会議開催のためのソフトウェアライセンスは受注者が用意し、端末は本市、受注者それぞれが用意するものとする。なお、WEB会議開催のためのソフトウェアについては、端末に特別なソフトウェアのインストールを必要とせず、ブラウザで利用可能なものを原則として用意すること。

(3) 研修の実施体制

受注者は、本業務に係る情報資産を適正に管理させるために、主任担当者の責任において、業務に係る情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置に係る事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとする。

9 監査期間（委託期間）

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

10 監査成果物と納品方法

下記に掲げる監査成果物を書面（A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（Microsoft Word形式、Excel形式又はPower Point形式、電子メールで提出）にて、必要数を提出すること。

なお、受注者が納品物作成のために作業する環境は受注者の負担で用意することとし、本市が別に指定する場合を除いて、本市からは一切提供しないこととする。

また、監査成果物に契約不適合が見つかった場合には、本契約終了後においても、速やかに本市の指示に基づき、関係図書等の改正を行わなければならないこととする。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受注者の負担によることとする。

受注者は、本業務委託終了後であっても、本業務委託の範囲内における本市の問い合わせ等に応じることとする。

(1) 監査成果物

ア 作業計画書 2部

契約締結後、10日以内に作業計画書を作成の上、本市の承認を得ること。

〈留意事項〉

- (ア) 作業計画書の作成に当たっては、業務項目別に、作業の内容を明確にするとともに、作業間の相互関係を明示すること。また、運営体制（業務担当者の配置を含む）を明示すること。
- (イ) 本市の承認を得た後に作業計画書を変更する場合は、本市の承認を再度得た上で変更を行い、変更後の作業計画書を再提出すること。

イ 監査報告書 2部

本業務委託により実施した成果を、「5 業務内容」に示す業務委託項目に対応するよう報告書として取りまとめること。なお、実施状況監査における書面調査及び事実確認に基づく結果に係る報告書の作成に当たっては、監査対象課ごとに指摘事項（又は意見）、確認事項、想定されるリスク、改善提言を整理するものとする。

なお、監査報告書は、必要に応じて地方公共団体情報システム機構等に提出する予定である。

(2) 納品方法

ア 紙媒体 上記のとおり

イ 電子媒体 1部

1.1 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、すべて千葉市に帰属するものとし、書面による千葉市の承諾を受けずに他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受注者が従前から保有する著作権は受注者に留保されるものとし、本市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

1.2 委託業務の留意事項

(1) 業務の再委託について

受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならないこととする。受注者は、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならないこととする。

受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこととする。

(2) 秘密保持等

受注者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(3) 提供資料

本業務の実施に当たり、必要な資料及びデータの提供は本市が妥当と判断する範囲内で提供する。受注者は、本市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。

なお、提供資料のうち、本市ホームページで公開されている以外の資料については、複写・複製を禁ずるとともに、業務担当者以外が閲覧できないよう措置を講じること。

また、契約終了後は本件監査に当たり収集した一切の資料を速やかに本市に返還し、又は破棄するものとする。

(4) 遵守事項

法令はもとより、本市の条例、規則、情報セキュリティに関する規程等を遵守し、本市が最適な成果を得られるよう本業務委託を遂行することとする。また、必要な事項については、積極的な提案を本市に対して行うこととする。

(5) 受注者が本業務委託の遂行にあたり、クラウドサービスを利用する場合は、当該サービスが以下のいずれかの認証・登録を取得し、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることとする。

- ・ ISMS クラウドセキュリティ認証
- ・ ISMAP クラウドサービスリストへの登録
- ・ CS マークの取得
- ・ SOC 報告書

(6) 事故発生時における報告

受注者は、本仕様書に違反する事態及び受託した業務に係る情報資産の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

なお、上記の報告があった場合において、本市は、受注者の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(7) 市による検査

本市は、受注者がこの契約による業務を遂行するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や情報資産の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地（同一内容の委託業務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受注者からの書面の提出をもって替えることができる。

- ・ 書面による確認で足りる場合
- ・ 委託先又は委託先が情報資産を取り扱う場所が遠方である場合
- ・ その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

なお、受注者は、本市から上記検査の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない

ない。

(8) 契約の解除及び損害賠償

本市は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- ・ この契約による業務を遂行するために受注者が取り扱う情報資産について、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えたとき。
- ・ 上記のほか、受注者が本仕様書に違反していると認めたとき。

(9) 受注者は、本業務委託の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、対応方法を本市と協議することとする。

13 その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項については本市と協議の上決定するものとする。